

市民のみなさまへ

Vol. 22

緊急事態宣言延長

～ 感染症に強い生活様式を定着させながら乗り越えよう ～

はじめに、医療の最前線で高い使命感のもと、献身的に従事されている保健・医療関係の皆さま、感染リスクを背負いながらも私たちの生活を支えていただいている皆さま、そして、様々な自粛活動にご協力いただいている市民の皆さまなど、新型コロナウイルスと闘うすべての皆さまに、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

国は、感染の再拡大と医療崩壊を防止するため、本日を期限とする緊急事態宣言を、引き続き全都道府県を対象として5月末日まで延長しました。

本市では、4月16日、緊急事態宣言が全国に拡大されて以降、市民や事業者の皆さまに大変なご苦勞をおかけしながら、一層厳しい感染拡大防止の取組を進めてまいりました。この間も感染者数が増加し、現在まで19名の陽性確認がなされるなど、依然予断を許さない状況が続いておりますが、加速的な感染拡大には至らず、瀬戸際で持ちこたえております。

一方、地域経済は、先行きの見通しが見えない、前例のない厳しい状況にあります。

福島市としては、緊急事態宣言延長の趣旨と福島県知事からの要請、さらには本市の現況を踏まえ、引き続き、感染拡大の防止を最優先に気を緩めることなく取り組んでまいります。併せて、感染症に強い「新しい生活様式」の定着・徹底を図りつつ、感染リスクの低い活動から、慎重に社会経済活動の回復に向けた道を探ってまいります。

次のように緊急事態宣言延長への対応を進め、地域の総力を結集して乗り越えてまいります。

(外出の自粛)

外出の自粛については、県の方針に沿って、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出、都道府県をまたぐ不要不急の移動はお控えください。

クラスターが発生しているような場や「3密」のある場への外出も控えてください。

これ以外の外出でも、「3密」になりやすい場を徹底的に避けるとともに、手洗い、咳エチケット、人と人との距離を確保するなど、基本的な感染対策を組み込んだ「新しい生活様式」の定着と徹底を図ってください。

(施設の使用制限)

事業者の皆さまには、引き続き、県からの休業要請に沿って、対応いただきますようお願いいたします。

《市立学校・児童施設の取り扱い》

市が管理する施設のうち、市立小中・特別支援学校、市立幼稚園については、5月31日まで臨時休業を延長いたします。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、臨時休業の前倒し解除を検討します。

学校の再開に向け、分散登校など感染予防に十分な対策を講じつつ、休業期間中も段階的な登校日を設けるとともに、登校日の指導と家庭学習との学習サイクルを意識した指導に努めてまいります。

す。

やむを得ない事情がある児童については、学校・学童での自学等を行う体制を整えますが、児童への感染リスクを低くする観点から、できる限り学校・学童の利用自粛をお願いします。

市立保育所・認定こども園については、引き続き開園します。

なお、市立幼稚園の預かり保育、市立保育所・認定こども園の利用に関しては、保護者の皆さまの長期にわたる負担に配慮しながら、自宅に対応が可能な家庭の利用自粛をお願いしてまいります。

《市有施設の取扱い》

屋外運動施設を除く利用休止中の市有施設については、5月31日まで利用休止を延長します。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、感染リスクの低い利用から、段階的に解除してまいります。

屋外運動施設については、市独自の対応として利用休止としていましたが、利用休止は5月10日までとし、同11日から利用を再開します。ただし、5月31日まで、更衣室・休憩場所などの屋内施設は、トイレを除き利用休止とします。また、接触または近接するような運動など感染リスクの比較的高い運動は控えていただきます。さらに、県境を越える移動は全国的に自粛が要請されているため、県外の方のご利用は控えていただきます。

図書館・学習センターの図書室は、中での利用は引き続き休止させていただきますが、5月8日より、インターネット・電話予約による貸出サービスを実施いたします。

なお、市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底して下さい。

(イベントの開催自粛)

クラスターが発生するおそれのあるイベントや「3密」のある集まりについては、県の要請に沿って、開催自粛をお願いします。

開催場所にもよりますが、最大50人程度までの比較的小人数のイベント等を開催する場合には、「3密」にならないなど適切な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

例年、地区集会施設等における小さなイベントが開催されますが、同様に感染防止に十分な対策をとるようご注意ください。

この際、市民の皆さま、事業者の皆さまに、改めてお願いいたします。

市民の皆さまには、

- ① 手洗いや手指の消毒、マスクの着用といった基本的な感染防止対策を徹底してください。そして、「密閉」「密集」「密接」の「3密」を避け、人と人が距離を確保するなど、感染防止を組み込んだ「新しい生活様式」の定着、徹底を図ってください。
- ② 体調が悪いときは、職場や学校を休んでください。家庭内でも、体調が悪い家族との接触は極力少なくするなど、家庭内での感染防止に配慮して下さい。
- ③ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出もお控え下さい。買い物などでも、できるだけ人込みを避ける、生じさせないような行動をお願いします。
- ④ 県外への移動はお控え下さい。また、県外の方にも、今は来県を控えるようお引き止め下さい。オンライン帰省動画を配信しておりますので、これを見て、ふるさと福島市に帰った気分になって

いただきたいと思ます。

- ⑤ やむを得ない事情で、大都市圏などの特定警戒都道府県から来られた方には、感染防止の観点から、2週間は不要・不急の外出を控え、健康管理を徹底し、少しでも異変を感じたら、速やかに帰国者・接触者相談センターにご連絡下さい。
- ⑥ 長い自粛生活の中で、心身の健康を維持し、免疫力を低下させないためにも、人との接触は避けながら、屋内外での運動、散策、文化的活動などを適度に行って、ストレスをためないようにして下さい。市では、そのための情報や動画も配信しています。
- ⑦ 市では、緊急支援策第3弾を速やかに実行し、地域経済を支えてまいります。市民の皆さまも、できる範囲で福島エールごはん等のテイクアウトを活用いただいたり、出荷先がなくなったものを受け入れていただくなど、地域で支え合って、厳しい状況を乗り越えられるようご協力下さい。
- ⑧ 最後に、感染症の患者さんやご家族、そして医療関係者に対し、差別や誹謗・中傷などは決して行わないよう、強くお願いします。市内でも、医療従事者のご家族に対し、サービスの利用を抑えるよう求められる事例などが発生しています。自分もその身になって、みんなで支えていきましょう。

事業者の皆さまには、

- ① 従業員とご家族、お客様を守るため、事業所内での基本的な感染防止対策を徹底するとともに、発熱など症状がある方の出勤免除など、健康管理を徹底して下さい。
- ② 在宅勤務やテレワーク、テレビ会議の導入のほか、従業員間の間隔を広げるなど、人と人との接触を減らす、事業所としての新しい生活様式への転換をお願いします。
- ③ クラスタが発生する恐れのあるイベントや「3密」が生じるような集まりについては、自粛して下さい。また、休業が要請されていない事業所の日々の販売企画などでも、「3密」に近い状況が生じないように、企画や実施方法を工夫いただきますようお願いいたします。

市民の皆さま、事業者の皆さまには引き続きご苦労をおかけいたしますが、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦を覚悟しなければなりません。私たち一人ひとりが日常生活を変え、感染防止に役立つ行動を当たり前のように行う「新しい生活様式」を定着させていくことが、感染症に対し強靱な社会をつくることにつながります。

「一人ひとりが自分を守る、大切な人を守る」という意識を常に忘れず、そのための行動を粘り強く徹底し、地域の総力を挙げてこの難局を乗り越えていきましょう。

令和2年5月6日

福島市長 木幡 浩